

## 三原市プレミアム付商品券発行事業実施要項

1. 目的	市内参加店舗等で使用できる、「三原市プレミアム付商品券」を発行し、市民の消費を喚起することにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の店舗等を応援するとともに、市民の家計への支援を目的とする。
2. 商品券名	三原市プレミアム付商品券 「三原スーパーおまもりチケット」 ※市の補助を受けて三原商栄会連合会が5月から8月に実施した前払い制「三原おまもりチケット」とは別の事業です。
3. 事業主体	三原市事業継続支援実行委員会
4. 受託事業者	株式会社JTB 福山支店
5. 発行総額	13億2千万円（うちプレミアム分2億2千万円）
6. 発行券	1セット6,000円分の商品券を5,000円で販売 1枚1,000円の商品券が6枚綴り 6枚のうち5枚は「全店舗共通券」、1枚は「地域応援券」 （注意：1世帯5冊まで購入可能）
7. 商品券の種類	「全店舗共通券」は、全ての加盟店舗で使用可能 「地域応援券」は、本店が三原市にある事業者のみで使用可能
8. 発行冊数	約220,000冊
9. 購入対象者	三原市内の全世帯主
10. スケジュール	①加盟店募集期間：令和2年10月12日（月）～令和2年10月22日（木）必着 ※募集期間を過ぎての登録も可能ですが、加盟店一覧を掲載した印刷物へ掲載されません。予めご了承ください。 ②購入対象者：全世帯に購入申込書を送付し、申込者に対して購入引換券を送付 ③加盟店説明会：令和2年11月9日（月）14時～ 三原臨空商工会 2階研修室 令和2年11月11日（水）14時～ 三原商工会議所 3階会議室 ④販売期間：令和2年12月5日（土）～令和2年12月28日（月） ⑤利用期間：令和2年12月5日（土）～令和3年2月28日（日） ⑥換金期間：令和2年12月5日（土）～令和3年3月15日（月） ⑦換金申出先：加盟店が、商品券をレターパック（送料は事務局で負担）で受託事業者へ直接送付し、15日以内に入金手続きを完了
11. 販売場所	郵便局 市内27カ所（ただし、簡易郵便局は除く。） 株式会社フレスタ 市内店舗5カ所
12. 換金方法	委託事業者が使用済商品券を受け取り、直接入金（振込）

13. 取扱加盟店	<p>市内に事業所を有し、加盟店申込を承認された全ての事業者を対象とする。 ただし、次のいずれかに該当する業務を行う事業者を除く。</p> <p>(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、また暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの。</p> <p>(2) 風俗業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの。</p> <p>(3) 業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。</p> <p><u>※三原商工会議所又は三原臨空商工会の会員でない方は、以下の書類を提出して下さい。</u></p> <p><u>・法人：登記簿謄本（3カ月以内のもの、コピー可）</u></p> <p><u>・個人事業主：直近の確定申告書（申告書、青色決算書又は収支内訳書）</u></p> <p><u>※税務署受付印があるもの、もしくはメール詳細を添付すること</u></p>
14. 商品券の使用	<p>①使用できる範囲 取扱加盟店の一般的な商品・飲食・サービス全般に使えます。 ただし、次のものには利用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、純金、プリペイドカード、電子マネーサービス等へのチャージなどの換金性の高いもの。</li> <li>・株式、先物、保険、宝くじなどの金融商品。</li> <li>・国や地方公共団体への支払い及び公共料金などの支払い。</li> <li>・たばこ。</li> <li>・三原市もやすごみ指定袋及び三原市もやすごみ処理券。</li> <li>・その他の加盟店が特に指定するもの。</li> </ul> <p>②釣銭は出さないものとする。</p> <p>③第三者への転売・換金（釣銭の支払を含む）については行わないで下さい。 また、商品券利用可能店舗にも、商品券の第三者への転売等の防止にご協力下さい。</p>
15. その他	<p>①加盟店には加盟店証を配付いたしますので、店舗等の内外での掲示をお願いいたします。</p> <p>②登録加盟店の周知について、専用ホームページへの掲載と販売所で配付する印刷物による周知を実施いたします。印刷物配付後は更新せず、ホームページのみ更新いたします。</p> <p>③商品券の取扱い前に加盟店登録をされていない事業所においては、換金をいたしません。必ず加盟店登録を済ませてから取扱いをして下さい。</p> <p>④使用済み商品券の裏面へ社判等を押印下さい。</p>
16. 問合せ先	<p>コールセンターは、受託事業者が設置します。 株式会社 JTB グローバルアシスタンス JTB 福山支店</p>